

# 保険システムの諸課題

岡 太 志

## I はじめに

金融ビッグバンの潮流の中で、2001年にむけて、わが国保険事業における規制緩和の流れは確実に加速されている。半世紀以上を経て1995年5月にわが国保険業法は全面的に改正され、翌年4月に新保険業法が施行された。業法が改正された当時、保険システムの改革はその完成にむけて漸進的に、段階的にすなわちソフトランディング的に進むとみられていた。しかしながら、1996年11月の日本版金融ビッグバン構想の発表、そして同年12月の第二次日米保険協議の妥結を受けて、自由化にむけた改革のスケジュールは当初の予定よりも急進的なものへと修正を余儀なくされるに到っている。例えば具体的には、損害保険料率については1998年7月という期限付きで算定会料率の遵守義務の廃止が対外的に公約された。

保険事業規制のあり方をめぐってなされる一般的議論は、単純化すれば大きく二つに分類できよう。一つは市場に強い信頼を置き、大胆な規制緩和、自由化が急務であるとする、いわば積極的推進論であり、さらに一つは、自由な料率競争、市場への過度な競争原理導入による保険会社の財務的堅実性への脅威、それによって惹き起こされる社会的帰結を危惧する、いわば慎重論である。積極的推進論にはワルラス的完全自由競争のモデルが暗黙の前提になっている、と思われる。それにはまた、いわゆる発展段階論、すなわち戦後日本の経済システムは先進国へのキャッチ・アップ段階においては有効であったが、そ

れが一定程度達成された以上、これからは市場原理と効率性を重視したいわゆる先進国型に脱皮していかなければならない、という考え方も前提になっていると思われる。これに対して慎重論には、急激な市場化によってもたらされるわが国保険経済の将来の不安定化に対する強い懸念が根底にあると思われる。確かにわれわれは一方において、自由競争理念にもとづき、市場競争が資源配分効率を高めイノベーションを促進し、消費者利益に資することを知っている。そして、近代保険はなによりもまず資本主義の保険である。民間保険事業の社会的存在意義は市場との関連においてまずは認められるのである。こうした立場からわれわれは、基本的に価格競争、非価格競争を含めた保険市場における競争の意義を根本的に否定したり、その意義を過小に評価するものではない。しかしながら他方において、保険市場は近代保険のもつ特殊性ゆえに公的規制を必要とすることも歴史的事実として知っている。グローバル・スタンダードの名の下で今日、時代の振り子は自由化の方向に急激にかつ大きく振れようとしている。これからわが国において、より良質の保険サービスがより低価格で消費者に提供されていくようにするために、保険システム改革は確かにわが国が達成していかなければならない今日的政策課題である。ただしこの場合、保険システムの短絡的な自由化推進論や同様な慎重論は、保険市場の効率性の追求という観点からも、またその安定性の確保という観点からも、必ずしも説得力をもってはこない。抽象的かつ規範的ではあるが、国民経済にとって真の利益を守る望ましい保険システムを探求しようとするとき、われわれに課されてくる課題は決して少なくはないであろう。

本稿では、こうした問題意識の下、主として保険料率に注目しつつ、保険が他の財と同様に取引としてもつ一般性と保険がリスク保障財であるがゆえにもつ特殊性の問題とに配慮しながら、保険市場の効率性と安定性の追求にむけた保険システム構築のための諸課題を浮き彫りにするという作業を通じて、近代保険システムがもつ一面をデッサンしたい。そして、こうした考察を通じて、規制緩和、自由化と消費者保護の必要性との関係が明らかになるであろう。

## II 保険システムの諸課題

保険料率に対する規制は、保険事業諸規制の中では最も直接的な事業規制である。これについては近年、料率自由化という言葉を頻繁に見聞する。そして、保険事業規制の緩和、とりわけ料率の自由化問題については、かねてから多くの論者が指摘してきたところでもある。

だが、料率の自由化とは何か。一般に展開される保険料率自由化の主張は具体的内容としてはどのような料率制のあり様を想定しているのであろうか。例えば、規制を緩和し料率を自由化すべきであるという表現は、それが純保険料率についてであるとしても付加保険料率についてであるとしても、保険料率の設定とその使用は完全に保険会社の裁量に委ねられるべきである、ということを意味しているのであろうか。さらにはそれは、保険会社に対して保険数理を無視した保険料率の設定と使用までをも容認する、そうした会社の出現までをも容認する、ということであろうか。地震、自賠責、火災、傷害、自動車の各保険の料率についてわが国では、日米保険協議の妥結を受けて、1998年7月までに料率算定会制度が抜本的に改革されることとなった。これはこれまでわが国で行われてきた算定会料率の遵守義務がはずされることを意味している。このようにカルテル的料率について遵守義務がなくなれば、料率自由化がなされたと捉えればよいのであろうか。

以下では、契約者の保護という観点から、特に補償型の保険について料率の自由化の意味とその問題（限界）について若干の理論的検討を行ない、料率自由化の可能性、料率システムのあり方を探りたい。そのための議論の運びは次のように分かれる。

- a) 保険料率の算出方法とその構成
- b) 差額地代的超過利潤の問題
- c) 内部補助の問題
- d) リスク細分化による個別的保険料の追求と料率自由化の意義
- e) 自由化と契約者保護

a) 保険料率の算出方法とその構成<sup>1)</sup>

料率自由化の可能性、料率システムのあり方を考察していくにあたり、まずは保険料率の算出方法とその構成について、基本的な実証的側面を確認しておく。保険料率は価格理論でいうところのフルコスト原則に基づいて算出される。

保険の価格である営業保険料率は純保険料率（危険保険料率）と付加保険料率とから構成されている。損害保険料率の場合、実額レベルでは、純保険料率は部分は契約者への保険金支払の原資に対応するいわば保険の原価である。また付加保険料率部分は事業費と利潤とに対応し、事業費は社費と代理店手数料とから構成されている。そして実際の料率算定では、あるリスク集団につき保険会社がその契約者から收受する収入保険料のうちの純収入保険料の総額と保険金受取人に対して支払う支払保険金の総額とが等しくなることが目標にされる。リスク集団全体で行われるこの意味における收支の均衡化は收支相等の原則と呼ばれている。これはいわばゼロサム現象である。また純保険料率については、リスク集団全体としてではなく個々の契約者からみた場合に、個別契約者が支払う純保険料が保険事故発生に際して保険金受取人に支払われる保険金とその事故発生確率との数学的期待値に等しいことが求められる。これは給付・反対給付均等の原則と呼ばれている。

ここでわれわれは、收支相等の原則と給付・反対給付均等の原則との関係について、現実の保険経営においては給付・反対給付均等の原則は收支相等の原則に下属するという事実を確認する必要がある。給付・反対給付均等の原則が示すところの個別取引における純保険料レベルでの取引の等価関係については、近代市民社会的合理性の表現として、その意義が認められるのみならず、保険取引における逆選択、モラル・ハザードの一定程度の抑止という観点から

---

1) 損害保険料率の算定方法について詳しくは、例えば、小暮雅一（1995）『保険の数理—損保・生保・年金—』（助）損害保険事業総合研究所、第1章、井口富夫（1996）『現代保険業の産業組織—規制緩和と新しい競争—』NTT出版、47ページ以下、を参照。

も、この原則の意義は十分に認められるところである<sup>2)</sup>。しかしながらこの原則はあくまでも理念にとどまらざるをえないと理解されるべきである。なぜならば現実の世界には、コインやダイス投げの場合と違って、厳密には二つと同じリスクは存在しないと考えられるからである。ただし、個別の保険取引において給付・反対給付均等が厳密には認められない場合にあっても、リスク集団について収支相等が成立する場合には、現実の保険経営の遂行に支障はない。この点について、損害保険料率算出団体に関する法律の第9条では、「保険料率は、合理的かつ妥当なものでなければならぬ。また、不当に差別的なものであつてはならない。」と極めて抽象的に規定されており、これは料率の3原則と呼ばれている。そしてこうした原則の成立と料率の適正化を目指して、具体的には、大数法則による料率算定が行われる。大数法則による料率算定が統計的に有意性をもつためには、観察対象となるリスクについて、大量性、同質性、分散性要件の充足が求められる。そしてこのように大数法則を用いて算定されてくる保険料率は、そのリスク集団にとっては平均保険料率となる。

以上のように、保険料率、特に純保険料率の算出方法ならびにその構成から保険をみた場合、近代保険は大数法則を利用してリスク集団内のリスク平均化を図るシステムである、と理解できる。そしてこれまでの内容から、われわれは次の二点を保険技術における実証的事項として確認しておく必要がある。それは、リスク大量性要件とリスク同質性要件とのトレード・オフの関係、ならびに、低リスク主体から高リスク主体に対する内部補助の不可避的発生、である。すなわち、大数法則の前提となるリスク大量性要件、リスク同質性要件については、現実世界においては基本的に、リスクの大量性が追求されればされるほど、リスクの同質性は犠牲とならざるをえず、逆に、同質性が追求されればされるほど、大量性要件は阻害されざるをえない。また、いかなるリスク選択が行われる場合にも、結果として、いかなる規模のリスク集団が想定されよ

2) 逆選択、モラル・ハザードに係わる問題については、例えば、Akerlof, G. A. (1970), "The Market for 'Lemons': Quality Uncertainty and the Market Mechanism," *Quarterly Journal of Economics*, vol. 84.、高尾 厚 (1980)「モラル・ハザードの経済分析」『保険学雑誌』第489号、98-113ページ、を参照。

うとも、保険技術的にはそのリスク集団の平均料率が算出されるために、あらゆる保険において低リスク主体から高リスク主体に対して内部補助が不可避的に発生する、ということである。

### b) 差額地代的超過利潤の問題

料率算定は基本的に前述した算出方法によるが、現実の料率運営については様々な形態が考えられる。差額地代的超過利潤の問題を考察するにあたり、まずわが国の料率制度を簡単に整理しておく。

保険料率は、基礎となる法律に基づくと、現行では、業法料率と算定会料率とに分類される。業法料率とは、保険業法に基づいて保険会社各社が個別に認可を得て使用する方式であり、算定会料率とは損害保険料率算出団体に関する法律に基づいて算定会が算出して認可を受け、それを保険会社各社が使用する方式である。これらのうち算定会料率制の歴史的経緯はおおむね次の通りである<sup>3)</sup>。第2次世界大戦後の1948（昭和23年）年、料率算出団体法が初めて制定された。そして同年11月、損害保険業界は損害保険料率算定会を設立し、まずは火災保険料率の算定業務が開始された。当時は現行の方式とは違い、算出された料率が大蔵大臣に認可申請されることではなく、会員各社は算出された料率を参考とするにすぎなかった。この意味では当時の損害保険料率算定会は助言的機関にすぎなかった。その後1951（昭和26年）年に料率算出団体法が改正され、損害保険料率算定会制度はほぼ現在の方式となった。すなわちそれは、各種のデータは算定会に集中的にを集められ、それをもとに算定会自身が料率の算定として認可申請を行ない、保険会社はその認可料率の遵守を義務づけられるという方式である。1964年には自動車保険料率算定会が設立されている。

わが国では、料率システムとして遵守義務をともなったカルテル料率が採用されることの意味や問題について、賛否両論の立場から長年にわたり議論され

3) 損害保険料率の特徴、算定会料率制の歴史的経緯については、西郷武（1993）「損害保険の料率」木村栄一=高木秀卓編『損害保険概論』有斐閣、65ページ以下を参照。

てきた。否定的立場からしばしば指摘される問題は、カルテル料率がもたらす差額地代的超過利潤の恒常的発生問題である。現在の算定会料率制度では範囲料率制が採用されているために、以下の論理はそのままでは現状には適応できない。しかしながら、超過利潤発生経緯の基本的メカニズム<sup>4)</sup>は同じである。この基本的問題は次のように理解できよう。

保険サービスについて、大数法則が十分に作用しうるだけの十分に大量の保険取引が、適切かつ同一なリスク選択、ないしはアンダーライティングによって実現されるならば、純保険料率部分については保険数理的には保険会社間の較差は存在しない。しかしながら付加保険料率の主要部分を占める事業費率については、各社が同一の費用構造ないしは経営効率性をもつと仮定することは非現実的である。保険会社各社の経営効率が最も直接的に反映されるのは事業費率であり、その水準は各社一律とはならないはずである。このような状況において、遵守義務をともなったカルテル料率が、例えば経営効率の最も劣る限界企業の費用構造を基準として限界企業に正常利潤をもたらす水準で設定されるとするならば、その料率水準は費用構造に優れた残りの企業に超過利潤をもたらすこととなる。

当然のことながら、料率水準設定の仕方により、超過利潤の発生状況は異なってくる。理論的には、一方の極として、すべての企業に超過利潤を与える水準での料率設定は可能であるし、他方の極として、すべての企業に市場からの退出までをも迫る水準での設定も可能である。例えば、各社における過去の事業費率の実績値を参考にその加重平均値を求め、その値を次年度の事業費率として採用するならば、それは費用構造に優れた企業には超過利潤を約束し、それにおいて劣る企業には場合によっては合理化目標を与えることになり、また場合によっては市場からの退出を迫ることになる。厳密には、この場合の料率水準は一部企業に超過利潤が発生しないという意味においてカルテル料率ではないのだが。そして、協定参加企業のうちの一部企業にとって市場からの

4) 差額地代的超過利潤については、水島一也（1997）『現代保険経済〔第5版〕』千倉書房、第1部、第3部を参照。

退出までもが迫られる水準での料率設定が繰り返される場合には、動学的には、市場は一社独占ないしは消滅となる。算定会制度の下において規制当局が最終的な裁量権を有するとするならば、規制当局の判断の重要性を市場成果との関連から以上のように確認できる。

そして、カルテル料率の現実的かつ本質的なディメリットの一つは、一般論としては、本来ならば各社毎に経営効率化の成果が反映されるはずの付加保険料率がカルテル料率として画一化されているために、その成果は超過利潤として保険会社に滞留し、それが契約者に還元される機会が奪われている、ということなのである。

価格競争が止揚されているために、非価格競争はいっそう激烈になっているという側面があるとしても、戦後のわが国の保険経済は、いわゆる実質的（ないしは実体的）監督主義による護送船団体制の下、包括的には競争制限的であった。料率に関しては明らかにそうである。こうした状況に対しては当然のことながら、次のようなロジックでしばしば自由化が主張される。すなわち、カルテル料率制がもたらす契約者にとっての負の市場成果を改善するためにという主旨で、市場原理尊重という一般論に従って、カルテル料率の廃止、料率の自由化が主張されるのである。超過利潤解消の可能性は自由化により与えられる。しかしながら、市場の一方のプレイヤーである消費者に係わる諸問題にも配慮しながら、保険経済活動をどのような形で各社の市場競争に委ねることが、健全でかつ活力のある保険市場の創造につながるのか、という問題は依然として残される。

一方、現行の算定会制度を支持する論者の論拠はおおむね次のように整理できよう。すなわち、算定会設立以前においてわが国が、また諸外国が経験してきた破滅的競争による市場の混乱という事態は算定会制度によって回避され、同時にわが国は国際比較においても十分な低料率を実現する一方で、保険会社のソルベンシーも十分に担保されてきた、と。ただし公開されている資料における国際比較は、営業保険料の比較である<sup>5)</sup>。それは損害率や付加率ではない。

5) 例えば、日本損害保険協会『ファクトブック、日本の損害保険』歴年を参照。

付保対象となるリスクの状況や引受条件は必ずしも同一ではないはずであるから、営業保険料のみの単純比較にどこまでの実証性があるのか、これについては、さらなる実証的分析の余地が残されている。

ここまで主に、遵守義務をともなったカルテル料率制を採用することの弊害をみてきた。それは差額地代的超過利潤の発生であった。しかしながら、カルテル料率制採用による本質的弊害はそれだけではなく、そこには次にみるいわゆる内部補助の問題がある。超過利潤の問題をマクロ経済的レベルでの問題と呼ぶならば、内部補助の問題はミクロ経済的レベルでの問題と呼べる。

### c) 内部補助の問題

遵守義務をともなったカルテル料率制の採用によってもたらされる弊害として、次のようなことが指摘できそうである。すなわち、独占禁止法の適用除外の下でのカルテル料率の使用により価格競争は止揚され、料率水準には安全割増が織り込まれ、それにより協定参加会社全社に正常利潤以上の利潤が約束され、この意味において保険会社のソルベンシーが保証される一方において、保険契約者は割高な保険料負担を強いられる。しかしながらこのロジックは、一般物財には適用可能としても、保険業の場合には必ずしも正しい立論とはいえない。ミスリードされている可能性がある。問題となるのは、保険契約者は割高な保険料負担を強いられる、というくだりである。

それは保険契約者という言葉の捉え方による。保険契約者全体を一つの団体として、すなわちマクロ的に一つのリスク団体として捉えた場合には、保険会社対リスク団体との関係において、カルテル料率の使用により保険契約者は(団体として) 割高な保険料負担を強いられている、と立論できる。しかしながら、契約者ひとりひとりを個別にみた場合、すなわち契約者をミクロ的視点からみた場合には、この立論は必ずしも正しいとはいえない。a) 節において確認したように、近代保険は大数法則を利用してリスク集団内のリスク平均化を図るシステムであるために、リスク集団に対しては平均保険料率が適用される。そのために、低リスク主体から高リスク主体への内部補助の発生は回避できな

い。当然ながら内部補助の程度はリスクの同質性の差異によって規定される。これはいわば保険の技術的宿命である。よって、これは安全割増率や付加率の水準にもよるのだが、現行の遵守義務をともなったカルテル料率制の下で、一部の保険契約者（高リスク主体）が割安な保険料負担ですんでいる可能性は否定できない。よって、カルテル料率の使用によって・・・・保険契約者は割高な保険料負担を強いられる、という立論は必ずしも成立しない。確認すべきは、大数法則における大量性と同質性は矛盾し、内部補助の発生は不可避であり、これらは料率制のあり様とは無関係であるということである。

では、遵守義務をともなったカルテル料率制の問題とは何であろうか。問題の一つを、保険会社の利害と低リスク主体の利害とのかい離、低リスク主体の保険利用可能性、リスク細分化、という観点から考えてみたい。a) 節において確認したように、個別の保険取引においては給付・反対給付均等が厳密には認められない場合にあっても、リスク団体について収支相等が成立する場合には、現実の保険経営の遂行に支障はない。保険会社はこうした利害状況にある。このことはカルテル料率制あるいは自由料率制といった料率制のあり様、またリスク細分化によるリスク区分のあり様とは無関係である。一方、契約者としての低リスク主体は、彼または彼女があるリスク団体に属せしめられることにより提示される平均保険料率の水準と彼または彼女のリスク回避度との関係によつては、契約締結ないしは契約継続のインセンティブをもはやもたなくなる。平均保険料率とは区分されたリスク団体の平均値であるから、現実的には、リスク団体の規模が大きくなればなるほど、保険会社の利害と低リスク主体の利害とは益々かい離し、それだけ低リスク主体の保険利用可能性は阻害される。同時に、高リスク主体の逆選択へのインセンティブは当然に高まる。大量性と同質性の矛盾を不可避的に抱える保険にあっては、前者の要件を満たすために後者の要件をどの程度犠牲にするかという政策的問題が常に問われる。料率算出の適正性が担保されるならば、これはひとえにリスク団体の規模、リスク区分あるいは細分化の問題であり、カルテル料率制あるいは自由料率制といった料率制のあり様とは無関係である。しかしながら、具体的には、適正な

リスク区分が十分に行われることなく、それを基礎に算出された平均保険料率がカルテル料率として遵守義務をともなって使用されるならば、それは低リスク主体の保険利用可能性の阻害という問題を惹き起こすことになる。

保険料率の自由化について論じられる際に、いわゆる高リスク主体に係わる保険利用可能性の問題が自由化による弊害的現象としてしばしば指摘される。しかしながら、カルテル料率制の下においては同様の事態が低リスク主体に係わる問題として発生する可能性があることが確認できた。少なくとも理論的には、このことを否定できない。わが国については、特に損害保険の家計分野で、諸外国との比較において、しばしば付保率の低さが指摘される。その要因としては、保険需要の派生的性格、国民のリスク認知能力の低さ、リスク回避度、等々、様々なものが考えられるが、その一つにカルテル料率制があるのかもしれない。少なくとも理論的仮説としては、カルテル料率制が付保率の低さをもたらす一因となってくる可能性を指摘できる。カルテル料率制に限らず、様々な料率制と付保率との関連性は今後実証的に解明されるべき課題である。

#### d) リスク細分化による個別的保険料の追求と料率自由化の意義

日米保険協議の妥結をうけて、いわゆるリスク細分型自動車保険が1997年9月に解禁された。具体的には、AIG グループのアメリカンホーム社が、料率算定会を脱会した後、この保険サービスの提供を開始した。そしてこうした事情をもって、損保業界が価格競争に踏み出すことになる、と報じられた<sup>6)</sup>。価格競争とは経済学的には、同一製品を供給している企業間競争の一形態のことである。これに対して、製品差別化などによる競争は非価格競争と呼ばれる。そして保険業では価格競争と非価格競争とが同時並行的に展開される可能性がある。以下では、リスク細分型保険解禁の若干の意味を検討してみたい。

低リスク主体により構成されるリスク団体であれ、高リスク主体により構成

6) 例えば、朝日新聞（1997年8月29日、朝刊）を参照。そこではまた、所有台数、安全装置、車種、走行距離、目的、運転歴、地域、年齢、性別の9つの指標でリスク細分化が行われる、と報道されている。

されるリスク団体であれ、統計的に有意なリスク較差を示す指標を用いることによって、保険数理的にそれぞれの団体の平均保険料率を算出することは決して困難なことではない。純保険料率部分については、この度のアメリカンホーム社の戦略は前者の集団へのターゲティング、それによる低率化の実現である。付加保険料部分についてはここで詳しく検討することはしないが、例えば高コスト体質といわれるわが国の代理店制度とは違った販売ルートを確立することによって低料化を図るという戦術は十分に考えられる。

この度の料率の自由化はそれが恣意的なものではなく、保険数理の原則に依拠したものであるならば、それはリスク区分の自由化であるといえる。こうした傾向については、高リスク主体が引受拒否にあい、それにより保険利用可能性が阻害されるという事態の発生が懸念される、という指摘が考えられる。しかしながらこうした懸念は、付保されていない場合には、いわゆる被害者が泣き寝入りとなる可能性をもつ保険、例えば代表的には賠償責任保険を除くと、大量性要件の充足が担保される限りにおいては、保険システムの安定性にとっても、また社会的にも必ずしも深刻なことではない。なぜならば、競争的状況では低リスク主体をターゲティングしたサービスが開発されると同様に、高リスク主体をターゲッティングするサービスの開発も十分に考えられるからである。リスク区分の細分化競争では、純率の高低は決定的に重要な因子ではない。

ところで、これまでの算定会料率において、リスク区分は行われていなかつたわけではない。算定会はまずリスク区分を行ない、各々のリスク区分毎に料率を算出し、それが申請され認可を受けた後に、会員の各保険会社は算定会料率の使用義務を負ったわけである。この度、算定会がこれまで行ってきた以上にリスク区分が細分化された保険サービスの提供が認可されたわけであるが、最終的に認可にいたるまでの審査の内容とその過程は必ずしも明らかではない。そのために断定的には指摘できないが、算定会からみた場合には、現行の算定会制度を維持しつつ、この度のような料率を算定会料率として提示できる能力と余地はあったのではないだろうか。リスク区分を細分化し、個別保険料率の実現に近づこうとする積極的な試みは、なぜ起こらなかったのか。これは

いわゆる料率の3原則の解釈にもよるであろう。

リスク区分の細分化は、個別保険料の実現にむけた試みという意味においては積極的に評価できる。しかしながらそこには、保険技術的に最も基本的な問題がある。それは、リスク区分の細分化を進める一方で、リスク大量性要件の充足をどこまで犠牲にできるのかということである。保険数理的には、リスク団体が高リスク主体によるものであれ低リスク主体によるものであれ、料率算出上は何等の問題もない。しかしながらそれによるリスク選択が適切に行われ、リスクの同質性要件が充足されたとしても、それによりリスク大量性要件の充足が阻害された場合には、保険経営は成り立たない。大量性と同質性のトレード・オフという矛盾関係は当然にどのような場合にも確認できるのである。また、リスク細分化のための指標が増やされるほどに、契約者による逆選択のインセンティブは高まり、そのためにリスク選択にはさらなる適正化が求められてくるであろう。リスク団体の規模の決定は、再保険、共同保険利用のあり方を含めて、基本的には経営政策上の意思決定の問題である。しかしながら、家計の契約者が保険サービスの内容に係わるこうした事情について判断能力を有していると仮定することは現実的ではない。そのため実際のサービス提供にあたっては、規制当局によるなんらかの事前審査が求められるところである。リスク細分化が進展するにつれて、それまで以上に厳密な審査とそのための能力が求められてくる。

また、リスク区分の細分化競争が高まるにつれて、経営者のモラル・ハザードのインセンティブは高まると予想される。例えば、超過利潤が解消されいくほどに、認可事業としての保険事業の免許価値は明らかに低減する。これは経営者のモラル・ハザード発生の可能性を高める方向に作用する。この意味においてリスク細分化が行われ市場の効率が追求される一方で、市場の安定性が損なわれる可能性は高まってくる。

以上の内容からも、自由化、規制緩和が進めば進むほど消費者保護の必要性は益々高まっていくことが確認できよう。

### e) 自由化と契約者保護

戦後わが国がとってきた競争制限的規制は、保険会社各社に正常利潤以上の利潤すなわち超過利潤を確保することを約束することに寄与してきたとみられ、この意味において、それは保険会社の経営破綻の可能性を低下させる効果をもってきた。ただしこうした事態は、カルテル参加者の抜け駆けの禁止、カルテル料率以外の料率での市場への新規参入の排除、という条件付きで維持されてきたのである。こうした状況の下で、この度、日米保険協議の政治的合意に基づいて外資系損害保険会社にリスク細分型自動車保険が認可されたが、このようにひとたび規制が緩和され始めると、カルテル的規制はその実効性を失い始めてしまう。それが強制力をもった公的規制であるにしろ協会としての自主規制であるにしろ、こうした状況下で、カルテル的規制が維持され続けるならば、それは既存の会員会社に有効な対抗戦略を開拓しがたくさせることになり、ひいては契約者離れを加速させ、結果的に自社の経営の安定性が損なわれることにもなりかねない。すなわち、各社の経営の安定性を維持するためのカルテル的規制がその意図とは逆の帰結をもたらすのである。このように規制はひとたび緩和され始めると、さらなる緩和が不可避とならざるをえなくなる傾向をもつ。料率自由化傾向は今後暫くさらに進展していくと予想される。

ここでわれわれは時代の変化としてコンピューター、情報・通信分野における技術革新を無視するわけにはいかない。例えば算定会設立当時の情報・通信分野における技術水準と今日のそれとを比較すると、その差異は歴然としているであろう。情報・知識集約型産業の代表とまで呼ばれる保険業においては特にこの技術革新の意義は大きい。この技術革新を担保に、新保険サービスが設計され供給されていく可能性は決して小さくはないであろう。

1997年6月の保険審議会報告では、改革後の算定会の機能としては、純率については使用義務のない参考料率の算出・提供が望ましいと、また、損害保険行政のあり方としては、家計保険については特に事前認可制と必要最低限の監督の継続が適当である、と報告されている。われわれの関心は遵守義務のない参考料率が保険会社各社の実際の事業運営の中でいかに使用されていくのかと

いう点にある。保険会社は自らの拡大した経営の裁量権をいかに行使していくのであろうか。先の論議に従えば、これまでのような横並びは実現しがたいと考えられる。

ここで確認しておくべきは、カルテル的規制、競争制限的規制の緩和・撤廃は規制の必要性を否定するものではないということである。一方において規制が緩和されればされるほど、他方においては契約者保護の観点から規制の必要性はさらに高まってくる。規制が緩和されればされるほど、当局による規制と具体的な審査にはそれまで以上の緻密さが求められてくるという側面がある。保険審議会報告において指摘されているように、特に家計分野においてはそうである。しかしながら保険の場合には、競争か規制か、あるいは自由化か規制かという単純な図式では、契約者保護の問題は語れない。保険には市場の失敗の可能性があると同時に規制の失敗の可能性もある。われわれはこのことをも確認しておかなければならない。なぜならば、いかなるシステムの下で近代保険が営まれようとも、いわゆる保険技術的危険発生の可能性は否定されえないからである。

### III むすびにかえて

現在のところわが国の保険システムとしては、いわゆる護送船団的システムから競争的システムに移行しつつあるが、それにより、マクロ的に、現行よりも、より安価でより高品質な保険サービスが将来提供されていくと確約されたわけではない。マクロ的にみた場合には、システムの転換により現行よりも質量ともに優るサービスが社会的にはより低いコストで提供されることになる可能性がある一方で、転換により新たなコスト負担が発生し、結果としてより劣るサービスがより高いコストで提供されることになる可能性もある。例えば、差額地代的超過利潤は絶対に解消されるべきものであると立論することはなかなかに困難である。いかなる保険システムにおいても、そのシステムの運営にかかるコストは決してゼロではない。差額地代的超過利潤もある種の運営コストである。よって超過利潤発生の是非は保険システム運営にかかるコストの相

対的大小比較の中において語られるべきである。こうした事情は基本的にはコスト・ベネフィット分析によって評価されるべきものである。ただしこの時、効率性の最大限の追求だけでは、眞の意味の消費者利益は増進されないことへの配慮が重要である。保険の場合には特にそうであろう。

現在進行中の急激な保険事業改革の推進力となっているもの、すなわち要因は、必ずしも保険産業にとっての内的要因ばかりではなく、そこには外的要因が強くはたらいているようにみえる。さらには、内的要因は軽視されるのではないかとの危惧さえ感じられる。本稿では、外的要因については全く触れられていない。課題に対する政策提言が実行可能性をもつためには、複眼的かつ総合的思考が求められる。

以上のこととを指摘し、こうした視点からの研究を今後の課題としたい。

(1997.11.4)

(筆者は関西学院大学商学部助教授)